

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行			修 正 案			備 考
第Ⅰ編 総則			第Ⅰ編 総則			伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
(略)			(略)			
第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置			第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置			伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
(略)			(略)			
第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	(略) 13 <u>原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</u> <u>(1) オンサイト総括が警戒事象と認める事象</u> 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき <u>(2) その他外的事象の発生のおそれ</u> <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき</u> 14 （新設）	警戒事態（Aレベル）	警戒事象	(略) 13 <u>オンサイト総括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合</u> 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき 14 <u>原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</u> <u>その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</u>	
(略)			(略)			
全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	(略) 17 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51）【3号機】 <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</u> (略)	全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	(略) 17 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51）【3号機】 <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る）が使用できなくなったとき</u> (略)	

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
第Ⅱ編 原子力災害事前対策 （略） 第 1 4 章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （略） 第 1 節 消防 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。 第 2 節 警察 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。	第Ⅱ編 原子力災害事前対策 （略） 第 1 4 章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （略） 第 1 節 消防 事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。 第 2 節 警察 事故の通報を受けた警察機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。	表現の適正化 表現の適正化

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現

行

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 災害対策本部の設置等の基準

(略)

第 3 項 班の編制及び所掌事務

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
(略)			
総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間地域づくり推進課</u> 市 町 課 やまぐち未来のまち開発室	(略)
(略)			
環境生活 対策部	生活衛生	生活衛生課	12 飲食物の接種制限に関する事 13 被災地における食品衛生に関する事 14 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 15 被災地における飲料水に関する事 <u>16</u> その他被災地の生活衛生に関する事
	廃棄物 リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	<u>17</u> ごみ、がれきの処理及び清掃に関する事 (放射性廃棄物を含む。)
	協力班	人権対策室 男女共同参画課 自然保護課	<u>18</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>19</u> 部内の各班、他部の応援に関する事 20 (新設)
災害救助部	救助総務	厚政課	1 原子力災害医療本部の設置・運営に関する事 2 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関する事 3 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事 4 災害救助法の適用に関する事 5 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事 6 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関する事 7 義援金品の配分に関する事 8 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 9 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関

修 正 案

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 災害対策本部の設置等の基準

(略)

第 3 項 班の編制及び所掌事務

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
(略)			
総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間・地域振興課</u> 市 町 課 やまぐち未来のまち開発室	(略)
(略)			
環境生活 対策部	生活衛生	生活衛生課	12 飲食物の接種制限に関する事 13 被災地における食品衛生に関する事 14 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 15 被災地における飲料水に関する事 <u>(民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く)</u> <u>16 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ及び応急復旧に関する事</u> <u>17</u> その他被災地の生活衛生に関する事
	廃棄物 リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	<u>18</u> ごみ、がれきの処理及び清掃に関する事 (放射性廃棄物を含む。)
	協力班	人権対策室 男女共同参画課 自然保護課	<u>19</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>20</u> 部内の各班、他部の応援に関する事
災害救助部	救助総務	厚政課	1 原子力災害医療本部の設置・運営に関する事 2 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関する事 3 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事 4 災害救助法の適用に関する事 5 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事 6 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関する事 7 義援金品の配分に関する事 8 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事 9 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関

備 考

組織改編

山口県業務継続計画との整合性を図る

			すること 10 社会福祉施設の被害状況及び応急復旧に関する こと 11 災害ボランティアの活動支援に関する こと 12 災害救助基金に関する こと（生活必要品等の 備蓄を含む。） 13 被災地における民生安定に関する こと 14 その他災害救助対策に関する こと				すること 10 社会福祉施設の被害状況及び応急復旧に関する こと 11 災害ボランティアの活動支援に関する こと 12 災害救助基金に関する こと 13 被災地における民生安定に関する こと 14 その他災害救助対策に関する こと	事務移管
(略)				(略)				山口県地域防災 計画（本編）との 整合
観光スポーツ 文化対策部	外国人対策	国 際 課	3 外国人に対する安全確保等の情報提供に 関 する こと <u>4 災害時における外国人への避難活動計画等 に係る啓発に関する こと</u> <u>5 外国人の安否情報に関する こと</u> <u>6 外国語通訳（ボランティア）の育成、登録に 関する こと</u>	観光スポーツ 文化対策部	外国人対策	国 際 課	3 外国人に対する安全確保等の情報提供に 関 する こと <u>4 外国人の安否情報に関する こと</u> <u>5 山口県災害時多言語支援センターに関する こと</u>	
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課	<u>7</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 <u>8</u> 部内の各班、他部の応援に関する こと <u>9</u> 被災文化財の保護、修復に関する こと		協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課	<u>6</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 <u>7</u> 部内の各班、他部の応援に関する こと <u>8</u> 被災文化財の保護、修復に関する こと 9 （削除）	
(略)				(略)				
農林水産 対策部	林務	森林企画課 森林整備課	25 農林水産事務所等との連絡調整に 関 する こと 26 森林の除染措置に関する こと 27 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に 必要 な木材の確保に関する こと 28 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復 旧 及び二次災害の防止に関する こと 29 貯木災害の対策に関する こと	農林水産 対策部	林務	森林企画課 森林整備課	25 農林水産事務所等との連絡調整に 関 する こと 26 森林の除染措置に関する こと 27 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に 必要 な木材の確保に関する こと 28 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復 旧 及び二次災害の防止に関する こと 29 貯木災害の対策に関する こと <u>30 盛土等に伴う防災に関する こと（特定盛土等規 制区域）</u>	宅地造成及び特 定盛土等規制法 の施行に伴う修 正
	水産	水産振興課	<u>30</u> 農林水産事務所等との連絡等に関する こと <u>31</u> 水産物の出荷制限に関する こと <u>32</u> 水産関係施設等の被害状況（風評被害を含 む。）の取りまとめ及び応急復旧に関する こと <u>33</u> 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の 確保 及び確保のあっせんに関する こと <u>34</u> 増養殖関係の応急技術対策に関する こと		水産	水産振興課	<u>31</u> 農林水産事務所等との連絡等に関する こと <u>32</u> 水産物の出荷制限に関する こと <u>33</u> 水産関係施設等の被害状況（風評被害を含 む。）の取りまとめ及び応急復旧に関する こと <u>34</u> 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の 確保 及び確保のあっせんに関する こと <u>35</u> 増養殖関係の応急技術対策に関する こと	
	漁港漁村	漁港漁場整備課	<u>35</u> 漁港関係施設の被害状況調査及び応急復旧 に 関する こと <u>36</u> 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の 確保 あっせんに関する こと <u>37</u> 市町の漁港関係施設の応急復旧対策への支 援 に関する こと 38 （新設）		漁港漁村	漁港漁場整備課	<u>36</u> 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害 状況 調査及び応急復旧に関する こと <u>37</u> 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の 確保 あっせんに関する こと <u>38</u> 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の応 急復 旧対策への支援に関する こと	表現の適正化
(略)				(略)				表現の適正化

	学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	<u>7</u> ICT 機器等を活用した応急教育の実施に関すること <u>8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること</u> 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること
	学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	<u>8</u> ICT 機器等を活用した応急教育の実施に関すること 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること